

令和5年度金沢市議会9月定例会議会

請願・陳情文書表

目次

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 新たに受理した請願（4件）・陳情（1件）…………… | 1 |
|---|---------------------------|---|

1 新たに受理した請願（4件）・陳情（1件）

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
第 3 号 の 1	子どもの権利条約の周知徹底に関する請願書	金山 貴永	高務 淳弘	5.8.31
	<p>市民福祉</p> <p>請願趣旨</p> <p>近年「将来結婚をすることや子どもを持つことに不安」と答える若者が急増している現状があり、少子化対策の一層の不安がよぎる状況である。</p> <p>また、若者の死因トップは日本だけ「自殺」というデータもあり、ユニセフによる子どもの精神的幸福度はOECD加盟国38か国中37位とされており、少子化対策には子どもの精神的幸福度の向上が不可欠であると考えます。</p> <p>1994年、日本は国際条約である「子どもの権利条約」に批准している。これは、子どもの最善の利益を確保するために締結されたものだが、この内容については周知が進んでおらず、補助金等による支援に偏りがちである。</p> <p>子どもの権利条約では4つの原則があり、子どもたちの差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重が挙げられる。それらを重視することで、子どもの精神的幸福度の高い世の中をつくると考える。よって、以下要望する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p> <p>請願項目</p> <p>1. 子どもの権利条約について、市民が深くその内容を知る機会を設け、チラシの配布による周知徹底を目指す取り組みを要望します。</p> <p>3. 他の地域に先んじて1を行い“子どもの権利を守る、金沢市”というPR活動を行う。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹介議員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
第 3 号 の 2	子どもの権利条約の周知徹底に関する請願書	金山 貴永	高務 淳弘	5.8.31
	<p>文教消防</p> <p>請願趣旨</p> <p>近年「将来結婚をすることや子どもを持つことに不安」と答える若者が急増している現状があり、少子化対策の一層の不安がよぎる状況である。</p> <p>また、若者の死因トップは日本だけ「自殺」というデータもあり、ユニセフによる子どもの精神的幸福度はOECD加盟国38か国中37位とされており、少子化対策には子どもの精神的幸福度の向上が不可欠であると考えます。</p> <p>1994年、日本は国際条約である「子どもの権利条約」に批准している。これは、子どもの最善の利益を確保するために締結されたものだが、この内容については周知が進んでおらず、補助金等による支援に偏りがちである。</p> <p>子どもの権利条約では4つの原則があり、子どもたちの差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重が挙げられる。それらを重視することで、子どもの精神的幸福度の高い世の中をつくると考える。よって、以下要望する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p> <p>請願項目</p> <p>2. 子どもの権利条約を当事者である子ども達に深く知ってもらうため金沢市内に配布するチラシを用いて、学校の授業において内容の説明を行うことを要望します。</p> <p>3. 他の地域に先んじて2を行い“子どもの権利を守る、金沢市”というPR活動を行う。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹介議員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
第 4 号	新型コロナワクチンの乳 幼児から成人についての 接種の効果と内容など健康 にかかわる判断材料の より広く分かりやすい周 知を求める請願書	片岡 重人	高務 淳弘	5. 8. 31
	<p>市民福祉</p>			
<p>請願要旨</p> <p>WHOが、乳幼児、小児、健康な成人について追加接種を推奨しないと発表していること、厚 労省のデータでも重症化率がゼロ%に近いこと、秋から開始するX B B対応ワクチンがマウスの 実験しかされていないことなど、自分の身体に関わる重要な判断資料は、より広く分かりやすく 一般国民に周知されることを要望する。</p> <p>請願説明</p> <p>WHOは、健康な生後6か月～17歳の乳幼児、小児、健康な成人について定期的な追加接種を 推奨しないとしている。また健康な生後6か月～17歳の乳幼児、小児については、初回接種も各 国で検討すべきとしており、既に新型コロナの危険性はかなり減っていると思われる。</p> <p>厚労省のデータでも令和4年1月～8月の10歳未満～20代の重症化率、致死率は、ほぼゼロ% である。30代を含めても同様である。</p> <p>しかしながら、秋からの追加接種は、全ての者を対象としている。</p> <p>さらに、秋から用いるワクチンは、マウスの実験しかしておらず、注意書きに、「非臨床試験 によるものであり、限られた個体数のマウスに対する場合の中和抗体価の上昇を評価したもので あり、解釈には注意を要する。」とある。また、世界で日本が初めて使用されている状 況である。</p> <p>子どもの親、若者にとっては、あまり効果がないものを、治験もされていないものを体内に接 種するリスクをもっと教えてほしいという声もある。厚労省、政府においては、国民が自分の健 康について判断できる材料をより広く分かりやすく周知するよう要望する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p> <p>請願項目</p> <p>①金沢市のホームページに厚労省から出ている資料を掲示することを要望します。</p> <p>②金沢市LINE公式アカウントにて、接種効果と内容に関する情報発信を要望します。</p>				

番号	請 願 件 名	請 願 人	紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 要 旨			付 託 委 員 会
第 5 号	健康保険証廃止の中止・延期を求める意見書の提出を求める請願	石川県社会保障推進協議会 代表委員 松浦 健伸	山下 明希 広田 美代 森尾 嘉昭	5.8.31
				市民福祉
<p>請願趣旨</p> <p>マイナンバーカードをめぐる問題が続出する中、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法案の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。</p> <p>健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、全国保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。</p> <p>よって、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、国に対して中止を含め見直すことを強く求め、以下の内容の意見書を国へ提出することを要望する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願する。</p> <p>請願項目</p> <p>「健康保険証廃止の中止・延期を求める意見書」を国へ提出してください。</p>				

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 4 号	政務活動費の金沢市条例改正についての陳情書	市民オンブズマン石川 代表幹事 林木 則夫	5.8.25
	<p>議会運営</p> <p>陳情趣旨</p> <p>金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「金沢市条例」という。）は、全国市議会議長会が策定した議員用「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」（以下「全国市議会案」という。）の「項目」規定に、「会派共用費」及び「共通経費」の2項目を加えて、平成24年12月定例会において議決し、金沢市が制定したものである。</p> <p>そして、金沢市条例は、同条例第8条第2項別表の項目として、全国市議会案の「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の「政務活動に要する経費」である「項目」にはない「会派共用費」及び「共通経費」の2項目を加えたものである。</p> <p>しかし、全国市議会案は、「政務活動に要する経費に充てることができる」「項目」と規定していないのである。</p> <p>金沢市条例が規定している上記2項目の内容規定は、政務活動費は議員が行う政務活動に対して交付する規定及び政務活動に要する経費に充てることができるものとする規定との関係で、政務活動に要する経費の項目とは認められない。</p> <p>「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費を充てることができるものとする」規定は、「政務活動に要する経費」を政務活動費支出を証する書類提出を必要とする規定であるゆえに、市民オンブズマン石川は、金沢市条例改正の要望書を2020年10月7日、当時の金沢市議会議長に直接手渡しての申入れを行っただけでなく、2021年3月以降、各定例月議会において、毎回、陳情書を提出している。</p> <p>しかし、金沢市議会は、いずれの陳情書においても不採択と決定して、金沢市条例を改正していない。</p> <p>それゆえ、市民オンブズマン石川は、再度、陳情する。</p> <p>陳情理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法は、第180回国会で、政務調査費を政務活動費と呼称改正し、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。 2 金沢市条例制定を目的とする政務活動費検討会の冒頭の当時の桶川議会事務局長の報告では、全国市議会議長会の検討会の「結論」は全国市議会案であるゆえに、改正すべき削除2項目は金沢市条例規定の政務活動費を充てることができる経費の範囲規定と矛盾しているから、会派共用費及び共通経費の2項目の規定は無効である。 <p>陳情内容</p> <p>金沢市条例第8条第2項別表の会派共用費及び共通経費の2項目の規定削除を改正内容とする金沢市条例改正をおこなうこと。</p>		